

エコアクション21 環境経営レポート

(令和2年5月1日～令和3年4月30日)



LIVING IN HARMONY
WITH
PEOPLE AND NATURE

令和3年7月15日

株式会社 山田組

表紙	1
目次	2
環境方針・環境活動方針	3
事業の概要	4
実施体制・主な責任と権限	5
環境目標(中期) (令和2年度～令和4年度)	6
令和2年度環境目標に対する実績	7
令和2年度環境目標の評価と対策	8
環境活動の実施内容、評価と次年度の主な取組内容 (事務所)	9
〃 (現場)	10
令和3年度環境活動の実施計画	11
主な環境関連法規への違反、訴訟等の有無	12
代表者による取組の総合評価	13

環境方針

・基本理念

株式会社山田組は、総合建設業者として大正5年の創業以来、地域の皆様に支えられ社会資本の整備を中心に営んでまいりました。21世紀を迎えた今、異状気象に見られるような地球の環境問題は、優先されるべき最重要課題の一つと捉え

『人と共に、自然と共に』

を合言葉に地域の皆様とともに地球環境に配慮した持続可能な社会の構築へ向けて研鑽・努力を続けてまいります。

・環境活動方針

- 1.環境に関する法規制や社内ですら定めた規定を遵守します。
- 2.全社一丸となつて積極的に環境保全活動に取り組めるよう全社員に周知徹底します。
- 3.環境保全活動の目標（CO₂・廃棄物の削減,節水）を設定し、実施結果の評価・見直しにより、継続的な環境改善につなげます。
- 4.環境への取組状況を公表します。

制定 令和3年7月1日

株式会社山田組
代表取締役社長 山田 幸保

事業の概要

- 1.事業所名及び代表者名 株式会社 山田組
代表取締役社長 山田 幸保
- 2.所在地 本社 住所：静岡県藤枝市堀之内1-1-3
塩ヶ原資材置場・倉庫 住所：静岡県藤枝市堀之内2171-11
下川原太陽光発電所 住所：静岡県藤枝市高田字下川原1100-1
- 3.環境管理責任者 代表取締役社長 山田 幸保
- 4.連絡先 窓口担当者（環境事務局） 鈴木 潔
TEL:054-641-0618 FAX:054-644-4715
mail : kiyoshi@yd-g.co.jp
URL : <http://www.yd-g.co.jp>

5.事業内容

エコアクション21 認証取得 (認証・登録番号 0002080)
許可の有効期限 : 2021年12月18日

建設業許可 (静岡県知事許可 特・般一3 第359号)
許可の有効期限 : 令和3年6月30日から令和8年6月29日まで

土木工事 建築工事 舗装工事 造園工事 とび・土工工事 しゅんせつ工事
大工工事 水道施設工事 機械器具設置工事 解体工事 鋼構造物工事
塗装工事 防水工事 内装仕上工事 建具工事 管工事
産業廃棄物収集運搬業 (現在のところ実績なし)
河川表流水取水工特約代理店 藤枝市下水道排水設備工事店
不動産取引業 (免許証番号 県知事 第11841号)

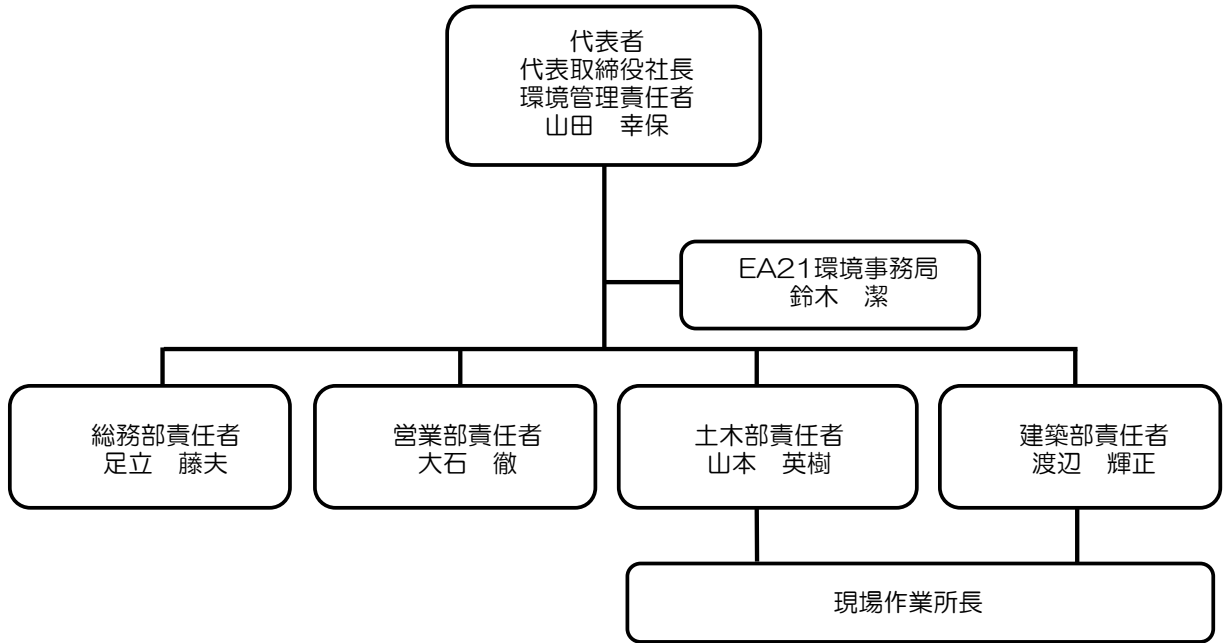
6.事業の規模

設立(法人) 昭和30年4月 資本金 20百万円
完工高 4,500百万円 (2020年度実績)
従業員数 81人 本社床面積 896.18m²

廃棄物に関する情報公開項目

- 1) 許可の内容
静岡県産業廃棄物収集運搬業 (許可番号 第02202118919号)
許可の年月日 : 令和2年6月2日 許可の有効期限 : 令和7年6月1日
- 2) 事業の範囲
事業の区分 収集運搬 (積替え及び保管行為を除く)
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び
陶磁器くず、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず 以上 7品目
- 3) 施設の状況
① 運搬車両の種類と台数 4 t ダンプ 4台 2 t ダンプ 4台 ② 積替保管なし
- 4) 処理実績 実績なし
- 5) 廃棄物処理料金等の問合せ先
連絡先 受付担当者 山田 正 TEL 054-641-0618

実施体制



職 名	主な責任と権限
代表者	<ul style="list-style-type: none"> • 環境方針を定める。 • 環境管理責任者の任命。 • 資源（人材・資金・設備等）の用意。 • 環境経営システム全体の評価と見直し。 • 経営における課題とチャンスの明確化。 • 効率的な実施体制の確立と全従業員への周知。
環境管理 責任者	<ul style="list-style-type: none"> • 環境経営システムの総責任者として必要な権限を持つ。 • システムの構築・運用状況を代表者へ報告。
EA21 環境事務局	<ul style="list-style-type: none"> • システム全体計画の立案。 • システム運用上の事務管理全般。 • 環境活動実施計画の実績集計。
部署責任者	<ul style="list-style-type: none"> • 部署における環境経営システムの実施と確認。 • 部署内の教育訓練の実施。
現場作業所長	<ul style="list-style-type: none"> • 現場における環境目標の設定。 • 現場における環境活動の実施。
全社員	<ul style="list-style-type: none"> • 定められた事を守り、自主的・積極的に環境活動へ参加。

環境目標(中期)

令和2年度 (R2/5~R3/4) ~ 令和4年度 (R4/5~R5/4)				
事務所	H29~R1実績 の平均値を基準	R2目標 (-1%)※2	R3目標 (-2%)※2	R4目標 (-3%)※2
1) 二酸化炭素排出量 (kg-Co2)	201,664	199,647	197,630	195,613
①購入電力(kg-Co2) 排出係数 0.457(kg-co2/kwh) (kwh)	21,901 47,924	21,682 47,445	21,463 46,966	21,244 46,486
※1②ガソリン(kg-Co2) 排出係数 0.0671(kg-co2/MJ) 2.32 (ℓ)	179,763 77,484	177,965 76,709	176,167 75,934	174,369 75,159
2) 総廃棄物量 ①上質紙(t)	2.50	2.47	2.45	2.43
3) 総排水量 ①水道量(m3)	413	409	405	401

※1 ガソリンについて、現場担当者の管理車両燃料も事務所分として含みます。

現場	H29~R1実績 の平均値を基準	R2目標 (-1%)※2	R3目標 (-2%)※2	R4目標 (-3%)※2
1) 二酸化炭素排出量 (kg-Co2)	374,306	370,561	366,820	363,076
①購入電力(kg-Co2) 排出係数 0.457(kg-co2/kwh) (kwh)	56,282 123,155	55,719 121,923	55,156 120,692	54,593 119,460
②軽油(kg-Co2) 排出係数 0.0686(kg-co2/MJ) 2.58 (ℓ)	318,024 123,265	314,843 122,032	311,664 120,800	308,483 119,567
2) 廃棄物排出量 ※4 ①建設副産物等再資源化率	建設副産物 リサイクル率 96.5%	建設副産物 リサイクル率 96%以上	建設副産物 リサイクル率 96%以上	建設副産物 リサイクル率 96%以上

※2 平成29年度から令和1年度までの3ヶ年実績の平均値を基準(100%)として、令和2年度は各項目1%減の99%、令和3年度は2%減の98%、令和4年度は3%減の97%を目標とします。

※3 環境目標(中期)について、平成29年度から令和1年度までの3ヶ年実績の平均値を基準値として目標設定は令和4年度までとし、令和5年度以降は改めて目標設定します。

※4 現場における建設副産物等について、再資源化率96%以上を目標とし努めます。

※ 受注工事すべてにおいて、「施工前検討会」を開催し現場毎に環境対策や工期短縮等を検討することを目標とします。

※ なお、令和2年度の事務所及び現場の購入電力目標値は排出係数の修正により変更となっています。

令和2年度 環境目標に対する実績

事務所	H29～R1実績 の平均値を基準	R2目標 基準値の (-1%)	R2実績 (対目標率)	判定評価
1) 二酸化炭素排出量 (kg-Co2)	201,664	199,647 (100%)	177,232 (88.77%)	○
①購入電力(kg-Co2) 排出係数 0.457(kg-co2/kwh) (kwh)	21,901 47,924	21,682 47,445 (100%)	22,678 49,623 (104.59%)	×
②ガソリン(kg-Co2) 排出係数 0.0671(kg-co2/MJ) 2.32 (ℓ)	179,763 77,484	177,965 76,709 (100%)	154,554 66,618 (86.85%)	○
2) 総廃棄物量	2.50	2.47 (100%)	3.20 (129.55%)	×
①上質紙(t)				
3) 総排水量	413	409 (100%)	377 (92.18%)	○
①水道量(m3)				

※1 ガソリンについて、現場担当者の管理車両燃料も事務所分として計上しています。

※2 会社設置の太陽光発電施設にて、R2年度合計345,899kwhを売電しました。

※3 本ページでは「購入電力 排出係数 0.457」「ガソリン 排出係数 2.32」「軽油 排出係数 2.58」にて、「H29～R1実績」「R2目標」「R2実績」を算出しております。

現場	H29～R1実績 の平均値を基準	R2目標 基準値の (-1%)	R2実績 (対目標率)	判定評価
1) 二酸化炭素排出量 (kg-Co2)	374,306	370,562 (100%)	306,846 (82.81%)	○
①購入電力(kg-Co2) 排出係数 0.457(kg-co2/kwh) (kwh)	56,282 123,155	55,719 121,923 (100%)	75,830 165,930 (136.09%)	×
②軽油(kg-Co2) 排出係数 0.0686(kg-co2/MJ) 2.58 (ℓ)	318,024 123,265	314,843 122,032 (100%)	231,016 89,541 (73.37%)	○
2) 総廃棄物量 ※2	建設副産物 リサイクル率	建設副産物 リサイクル率	建設副産物 リサイクル率	建設副産物 リサイクル率
①建設副産物等再資源化率	96.5%	96%以上	96.80%	○

※4 現場における建設副産物等について、再資源化率96%以上を目標とします。

令和2年度環境目標の評価と対策

事務所	実績評価	対 策
1) 二酸化炭素排出量	事務所におけるCo2排出量は、電力使用量が増加したものの、ガソリン使用量の減少により目標を達成した。	空調設備の適正使用や低燃費車への移行を推進することによりCo2排出量削減に努める。
購入電力	事務所における電力使用量は、2年度目標を達成できなかった。主には冷房や暖房のためのエアコン使用量増加が原因である。	引き続き空調の適正温度設定については、冷暖房が過度にならないよう室内温度によりこまめに調整する。また照明機器やPCの不在時OFFを徹底する。
ガソリン	ガソリン使用量については、本年目標を達成できた。原因として低燃費車への移行や現場管理車両の移動現場が近隣地域に集中して、遠距離の工事が少なかった。	ハイブリット車等への移行は引き続き進めていく。社員へは不要な積載物をなくすなどエコドライブの啓発活動(交通ルールの遵守)を推進していく。
2) 総廃棄物量		
上質紙	上質紙の使用量についてはH28年度以降減少が続いていたが、2年度は増加となった。これは主に現場数の増加に伴い工事関連及び営業関連書類が増えたことに起因している。	コピーミスの削減や裏紙使用を促進する啓発活動、またOA機器を活用した会議などにより使用量削減など3R運動を徹底して行く。また廃棄分について全て製紙会社への搬入を継続していく。
3) 総排水量		
水道量	水道使用量については、節水に努めた結果、本年度目標を達成することができた。	数値的には下限と思われ、使用量削減は難しいところであるが引き続き啓発活動を推進していく。
現 場	実績評価	対 策
1) 二酸化炭素排出量	現場におけるCO2排出量は、電力使用量は本年度目標を達成出来なかったものの、軽油使用量は目標を大きく下回り全体として目標を達成できた。	現場では、工事の効率化を図るとともに、電力使用量削減の意識づけと建設機械やダンプトラックのアイドリングストップ及び過積載防止を推進する。
購入電力	本年度は現場数の多くあった上、住宅街の河川護岸工事では、直接電力によるポンプ稼働が前年度より継続して目標を上回った。	現場事務所及び休憩所では、不在の時は照明の消灯及びPC電源オフを徹底する。またエアコンの適正利用や低燃費型発電機の使用に努める。
軽 油	工事量、工事内容に大きく影響されるが、本年は水替ポンプ用発電機の稼働や重機械の稼働時間が少なくなり目標を達成できた。	施工計画の環境対策として、燃料消費率のよい建設機械の選定や効率の良い作業を徹底し工期の短縮による削減に努める。
2) 総廃棄物量		
建設副産物等総排出量 リサイクル率	処分業者を通して適切に処理されていることを確認している。 建設副産物のリサイクル率は、96.8%で目標を達成できた。	計画的な資材購入を徹底し、無駄のないよう努める。また資材梱包材は納入業者の持ち帰りを徹底する。また引き続きリサイクル率は96%以上へ努める。
施工前検討会	すべての受注工事で、環境対策や工程短縮などの施工前検討会を実施した。	引き続きQCDSSEについて100%実施を継続していく。

環境活動の実施内容、評価と次年度の主な取組内容（事務所）

（令和2年5月1日～令和3年4月30日）

項目	実施内容	評価と次年度の主な取組内容	
二酸化炭素排出量削減	節電の徹底		
	昼休みや不在時には消灯する。	◎	全部署にて実施しているので、全員の意識付けを継続していく。
	パソコンの未使用時は電源をOFFにする。	◎	実施できていますので継続を徹底していく。
	エアコンの設定温度は冷房時28℃、暖房時20℃を目安とする。	◎	エアコンは目安の設定温度にて使用しているが、夏場の暑い日や冬の冷え込む日によっては調整している。
	エコドライブの励行		
	定期的に車両の点検を実施する。（車両点検日：毎月第1営業日）	◎	全車両すべて指定日に点検を実施している。点検表を確認する。
	急発進・急加速はしない。	○	時間に余裕をもった行動の意識付けを徹底していく。ふんわりアクセルの励行。
	不要な積載物はなくす。	○	車両点検日に不要な積載物の有無を確認し燃費向上を図っていく。
タイヤ空気圧を定期的に点検する。	○	燃料補給時に合わせて点検する意識付けを徹底していく。	
総排出量の削減	廃棄物削減の実施		
	事務所内のゴミを分別し、適切に処分する。	◎	藤枝市条例に従って適切にゴミの分別及び処分をしている。継続していく。
	OA機器の使用により、紙使用量を削減する。	△	発注者への提出書類の電子化や省略化の促進により削減を図っていく。
	コピー用紙の裏紙使用を促進する。	△	意識付けは定着しているので更にミスの削減と裏紙使用を促進していく。
事務所からの紙廃棄分は製紙会社へ搬入する。	◎	事務所内からの紙廃棄分はすべて製紙会社へ搬入しているため継続していく。	
総排水量の削減	節水の励行		
	手洗い時、こまめに栓を閉める。	○	節水シール表示などにより意識付けは浸透しているので継続していく。
	漏水の有無を確認する。	◎	2ヶ月に1度届く水道料金の請求額に異常値がないことを確認する。
購入の促進	グリーン商品の購入推進		
	事務用品等はグリーン商品を優先的に購入する。	◎	大量購入のコピー用紙など事務用品は殆んどがグリーン商品を購入している。今後も推進していく。
教育	環境への意識づけ教育実施		
	毎月の全体朝礼時に意識付け教育を実施する。	○	毎月の、全社朝礼時に教育を実施し、意識付けを図っている。

《評価方法》

◎良くてきている ○ほぼできている △更に取組が必要 ×殆んどできていない

環境活動の実施内容、評価と次年度の主な取組内容（現場）

（令和2年5月1日～令和3年4月30日）

項目	実施内容	評価と次年度の主な取組内容	
二酸化炭素排出量削減	節電の徹底		
	昼休みや不在時には消灯し、パソコンの未使用時は電源をOFFにする。	○	不在時の消灯やPC電源OFFは概ね実施している。意識付けを継続していく。
	エアコンの設定温度は冷房時28℃、暖房時20℃を目安とする。	△	夏場の熱中症対策もあり設定温度の維持が難しい面もあるが、過度の冷房にならないよう努めていく。
	エコドライブの励行		
	定期的な車両の点検を実施する。（車両点検日：毎月第1営業日）	◎	全車両・重機すべて指定日に点検を実施しているので継続していく。
	急発進・急加速はしない。	△	ポスター等の表示による意識付けと余裕ある行動を徹底していく。
	不要な積載物はなくす。	○	点検日に不要なものを確認する。またダンプの過積載がないよう徹底する。
	タイヤ空気圧を定期的に点検する。	○	指定車両点検日や燃料補給時の点検を徹底していく。
	効率的な作業の実施		
	適正な車両・重機を配置し効率的な作業をする。	◎	事前に効率的な配置を計画し実施しているので継続していく。
	効率の良い施工に心掛け工期短縮を図る。	◎	着工前検討会等で工期短縮が討議され計画及び実施しているので継続していく。
車両・重機等の未使用時のアイドルストップ。	○	ステッカーによる意識付けや朝礼時の確認を徹底していく。	
総排出量の削減	廃棄物削減の実施		
	現場内のゴミを分別し、適切に処分する。	○	現場内でのゴミ分別は進んできている。また最終処分の報告を確認している。
	OA機器の使用により、紙使用量を削減する。	△	発注者への提出書類の電子化や簡素化により削減を推進していく。
	コピー用紙の裏紙使用と適切な処分を推進する。	○	裏紙使用は意識されてきている。廃棄分は事務所経由で製紙会社へ搬入する。
	現場材料の発注は計画的にする。	◎	計画的な購入は徹底できている。また受入検査は確実に実施している。
資材梱包材は可能なものは納入業者が持ち帰る。	○	資材梱包材は保護目的以外のものは、納入業者の持ち帰りを実施している。	
教育	環境への意識づけ教育実施		
	朝礼時に協力会社を含め意識付け教育を実施する。	○	現場の環境目標等の周知を図り、環境活動の意識付けを徹底していく。
施工前検討会	環境対策の検討		
	すべての受注工事で環境対策等検討会を開催する。	◎	受注工事の施工前に、作業に伴う環境への影響及び対策を検討し実施している。

《評価方法》

◎良くてきている ○ほぼできている △更に取組が必要 ×殆んどできていない

令和3年度環境活動の実施計画

令和3年5月1日～令和4年4月30日

項目	活動内容	担当部署 担当者	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	備考	
二酸化炭素排出量削減	節電の徹底															
	昼休みや不在時には消灯する	全部署 全員													→ 随時	
	パソコンの未使用時は電源をOFFにする	全部署 全員													→ //	
	エアコンの設定温度は冷房時28℃、暖房時20℃を目標とする	全部署 全員					→							→	エアコン 運転時	
	エコドライブの励行															
	定期的に車輛・重機の点検を実施する（車両点検日：毎月第1営業日）	全部署 全員														社内点検 日 実施・報 告
	急発進・急加速はしない	全部署 全員														→ 運転中
	不要な積載量はなくす	全部署 全員														→ 随時 点検日
	タイヤ空気圧を定期的に点検する	全部署 全員														→ 給油時 等
	効率的な作業の実施															
適正な車輛・重機を計画的に配置する	各作業所 現場担当														各現場施工期間中	
効率の良い施工に心掛け工期短縮を図る	各作業所 現場担当														各現場施工期間中	
車両・重機等のアイドリングストップを励行する	全部署 全員														→ 施工及び 運転中	
総排出量の削減	ゴミを分別し適切に処分する	全部署 全員													→ 随時	
	OA機器を活用し紙使用量を削減する。また裏紙使用を促進し、廃棄分は製紙会社へ搬入する	全部署 全員													→ 会議時 及び 随時	
	現場材料の発注は計画的にする	各作業所 現場担当													各現場施工期間中	
	資材梱包材は可能なものは、納入業者が持ち帰る	各作業所 現場担当													各現場施工期間中	
総排水量の削減	手洗い時等はこまめに栓を閉める	全部署 全員													→ 随時	
	漏水の有無を確認する	環境管理 責任者		→		→		→		→		→		→	2ヶ月に 1度	
グリーン購入促進	事務用品等はグリーン商品を優先的に購入する	全部署 全員													→ 随時 物品購入 時	
教育	朝礼時等に社員や協力会社へ意識付け教育を実施する	全部署 全員													→ 毎月及び 現場朝礼 時	
討前施工 会検工	すべての受注工事で環境対策等の施工前検討会の開催	各作業所 関係者													→ 随時	

環境関連法規などの遵守状況の確認及評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無

評価日 令和 3年 7月 7日
評価者 環境管理責任者 山田幸保

1.環境関連法規の遵守状況
当事業所に適用される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

法規・条例・規則	条項	適用内容または規則基準値	備考	遵守評価		
廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	第6条の2第6項	一般廃棄物の収集運搬業者への委託処理	市条例の収集、処理基準の遵守	○		
	第12条第2項	産業廃棄物の適正保管	①保管基準の遵守、保管場所の表示(60×60cm以上) ②廃棄物の燃費・飛散防止	○		
	第12条第5項	産業廃棄物の委託処理	収集運搬及び処分許可業者への委託	○		
	第12条第6項	運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守	処理業者と契約締結、契約書の取交し	○		
	第12条第7項	(多量排出事業者として) 廃棄物の減量や適正処理に関する処理計画及び実施状況報告書の作成	6/30までに報告書提出	○		
	第12条の3第1項	マニフェストの交付		○		
	第12条の3第2項	マニフェストの保管	A票の5年間保管	○		
	第12条の3第3項	収集・運搬業者の管理票交付者へのマニフェスト返却	B1票の90日以内の送付等	○		
	第12条の3第6項	マニフェストの保管	B2、D、E票の5年間保管	○		
	第12条の3第7項	マニフェストの交付状況の知事報告	6/30までに報告書提出	○		
	第12条の3第8項	管理票写しの送付がない時の適切な措置の実施	運搬又は処分業者からのB2(90日以内)、D、E票(180日以内)の期限内返却	○		
	第14条第1項	産業廃棄物の収集運搬業の許可	県知事の許可	○		
	第14条第12項	産業廃棄物処理基準の遵守	産業廃棄物収集運搬業者	該当なし		
	第14条の2	産業廃棄物の収集運搬業の許可等変更	県知事の許可	○		
	建設リサイクル法 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	第5条	建設業者の責務	分別の励行、リサイクルの推進	○	
		第9条	対象建設工事受注者又は自主施工者の分別解体等の実施	①解体工事：床面積合計80㎡以上 ②新築・増築工事：床面積合計500㎡以上 ③リフォーム工事：請負代金額1億円以上 ④その他の工作物に関する工事(土木工事等)：請負代金500万円以上	○	
		第10条	対象建設工事の発注者又は自主施工者の対象工事の届出	発注者に工事計画等を説明し、工事着手7日前までに市長に届出書を提出	○	
		第12条	対象建設工事受注者の発注者への届出事項の説明		○	
		第16条	対象建設工事受注者の再資源化等の実施		○	
		第18条	対象建設工事の元請業者による発注者への特定建設資材廃棄物の再資源化等の完了報告	発注者への完了報告	○	
第31条		技術管理者の設置(解体工事の監督)		○		
騒音規制法		第14条	特定建設作業の実施の届出	バックホウ(原動機定格出力80kW以上)を使用する作業	○	
		第15条	特定施設の届出改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守(指定地域・時間帯規制)	○	
振動規制法		第14条	特定建設作業の実施の届出	くい打機	○	
	第15条	特定施設の届出改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守(指定地域・時間帯規制)	○		
家電リサイクル法 (特定家庭用機器再資源化法)	第6条	特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬をする者等への適切な引き渡し、料金の支払	指定家電(テレビ・冷蔵庫他)廃棄時のリサイクル料金の支払	○		
自動車リサイクル法	第8条	使用済自動車の引渡義務		○		
	第73条	使用済自動車の引き取り業者への引き渡し	リサイクル料金の支払(廃車時)	○		
資源有効利用促進法 (パソコン回収等)	回収省令2	使用済みパソコンの引き取り業者への引き渡し	再資源化に必要な対価の支払い	○		
フロン排出抑制法 (フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)	第16条	冷凍空調機器：すべての第一種特定機器が対象 ①自身での「簡易点検(3ヶ月に1回以上)」実施 電動機定格出力に依り有資格者による「定期点検」 ②空調機(50kW以上)1年に1回以上 ③空調機(7.5kW~50kW未満)3年に1回以上 ④冷凍冷蔵機器(7.5kW以上)1年に1回以上	①企業・法人の管理者が確認 ②、③、④有資格者による定期点検実施	○		
	第41条	第1種特定製品廃棄等実施者への引渡義務	①製品管理者のフロン類回収業者へのフロン類の引渡義務 ②簡易点検の実施(3ヶ月に1回)	○		
	建設業法	第3条の1	静岡県知事に対する特定一般建設業の許可		○	
		第26条	主任技術者の配置		○	
第26条第2項		監理技術者の配置		○		
水道法	第25条の2	指定給水装置工事事業者の指定	給水装置工事主任技術者	○		
建築基準法	第5条の6	建築士による建築物の設計及び工事監理	一般建築士、二級建築士	○		
建築物省エネ法 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律)	第9条	適合義務、届出義務に応じた設計	建築確認手続き(建助)、届出の提出	○		
	第18条の17	解体等工事に係る調査及び説明	事前届出及び作業基準の遵守	○		
大気汚染防止法	第21条の2	自動車排出ガスの排出の抑制	排ガス対策型建設機械の使用	○		
土壌汚染対策法	第4条	土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査	対象建設工事の調査及び汚染防止措置	○		
水質汚濁防止法	第14条の4	汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透	濁水等の適切な排水処理	○		
静岡県条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例	第71条	騒音に係る特定建設作業の実施の届出(工事開始7日前)	鉄骨及び構架の組立作業	○	
		第72条	改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守	○	
		第88条	振動に係る特定建設作業の実施の届出(工事開始7日前)	くい打機(振動規制法の特定建設作業に準ずる)	○	
	第89条	改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守	○		
	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第82条	産業廃棄物管理責任者の設置		○	
第10条	委託先の実地確認と記録の保持	現地確認記録の保管	○			
藤枝市条例	藤枝市まちをきれいにする条例	第5条	自己の施設及びその周辺をきれいにする等、地域の良好な生活環境の保全	○		
	藤枝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第5条	事業系廃棄物発生抑制・減量と適正処理、及び再利用の促進	○		
責務・努力	法令	環境基本法	第8条	自主努力義務、行政への協力	EA21の取組	○
		地球温暖化対策推進法	第5条	自主努力義務、行政への協力(温室効果ガス抑制措置)	EA21の取組	○
		循環型社会形成推進基本法	第11条	廃棄物の3R及び適正処理の推進	廃棄物の分別、行政への協力(廃棄物等の内、有用な物の積極的な利用を促進)	○
		リサイクル法 (資源の有効な利用の促進に関する法律)	第4条	指定再資源化製品のリサイクルへの協力(適正廃棄)	パソコン・小型二次電池等の廃棄時	○
		グリーン購入法 (国等による環境物品等の調達に関する法律)	第5条	事業者の責務(国等の施策への協力等)	物品の購入、借り受け等する場合の環境物品等の選択	○

2.違反、訴訟等の有無
関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟は過去3年間ありませんでした。

代表者による取組の総合評価

令和2年度の「エコアクション21」への取組結果について項目毎に見ると

1) 二酸化炭素排出量

本社における購入電力については、夏場（6月～9月）や冬場（11月～1月）のエアコン稼働率が高くなり目標値を上回った。引き続きエアコンは設定温度を定めて使用することにより、電力使用量の減少に努める。

現場における購入電力については、夏場の使用量が例年と比して増加したことと合わせて直接電力によるポンプ稼働が多かったため目標を達成できなかった。引き続き現場状況への対応を効率良く実施できるよう施工前検討会等にて指導していく。

ガソリンについては、順次古い車両を低燃費車への交換を進めていることと、施工箇所が比較的近距离に集中していた結果移動距離は相当短縮されたことなどにより目標を達成できた。これからも引き続き低燃費車への移行を進めるとともにエコドライブを徹底していく。

軽油については、現場の水替用発電機使用が少なかったことと低燃費重機の稼働による結果目標を達成することができた。工事量、工事内容により増減するが、一層の削減の為、建設機械等は少しずつ新型の低燃費型の車輛、重機へと変更していくよう努める。

2) 上質紙

2年度は工事現場数が多くなったことにより目標を達成できなかった。引き続き裏紙の使用徹底、社内会議のペーパーレス化、また特に提出書類の電子化推進に努めていく。工事量にも左右されるが引き続き使用量削減に工夫をしながら取り組んでいく。

3) 水道量

使用量が減少し目標を達成した。特段の原因は不明であるが引き続き無駄な使用は避け、漏水のないことの確認と節水の意識付け浸透に努めていく。

4) 廃棄物量

建設副産物のリサイクル率については目標を達成している。今後も引き続き法令を遵守し適切な処分を継続していく。

現場における環境保全活動について、朝礼時に協力会社を含め環境への意識付け教育の徹底、施工計画時に近距离残土運搬経路、資材購入先の検討と実施、エコドライブの励行、作業員の健康を考慮した上での電力使用量削減等工夫しながら引き続き進めていく。

環境関連法の遵守と行動計画の確実な実施に努め、会社や現場は基より家庭や地域の環境改善につながるよう、皆で協力し努力していく。

令和3年7月12日
株式会社 山田組
代表取締役社長 山田 幸保